

郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

平成9年3月31日

郡山市規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年郡山市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、郡山市風致地区内建築等許可申請書（協議書・通知書）（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(規則で定める公法人)

第3条 条例第3条第2項の規則で定める国、県又は市の出資に係る公法人は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構
- (4) 独立行政法人都市再生機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人森林総合研究所
- (7) 独立行政法人労働者健康福祉機構

(協議又は通知)

第4条 条例第3条第2項の規定による協議又は同条第3項の規定による通知をしようとする者は、当該協議又は通知に係る行為をしようとする日の7日前までに、郡山市風致地区内建築等許可申請書（協議書・通知書）を市長に提出しなければならない。

(変更の許可の申請)

第5条 条例第5条の規定による変更の許可を受けようとする者は、郡山市風致地区内建築等変更許可申請書（変更協議書・変更通知書）（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更の協議又は通知)

第6条 条例第6条第1項の規定による変更の協議又は同条第2項の規定による変更の通知をしようとする者は、当該変更の協議又は通知に係る行為をしようとする日の7日前までに、郡山市風致地区内建築等変更許可申請書（変更協議書・変更通知書）を市長に提出しなければならない。

(完了届)

第7条 条例第8条の規定による届出は、郡山市風致地区内建築等完了届（第3号様式）を市長に提出して行うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第10条第2項の身分を示す証明書は、第4号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第6号）

この規則は平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第7号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「新法」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治32年法律第24号）第21条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第119条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第52条の規定による改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている風致地区内建築等許可申請書（協議書・通知書）、風致地区内建築等変更許可申請書（変更協議書・変更通知書）及び風致地区内建築等完了届は、この規則による改正後の郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第7条の規定により交付されている身分証明書は、改正後の規則第8条の規定により交付された身分証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第2条、第4条関係）

郡山市風致地区内建築等許可申請書（協議書・通知書）

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名

印

下記のとおりに風致地区内における建築等をしたいので、
許可してください。
協議します。
通知します。

記

1 風致地区の名称及び種別	風致地区（第 種風致地区）		
2 行為をしようとする場所	郡山市		
3 行為の目的			
4 行為の内容			
5 行為の内容が建築物の建築の場合、建築物の高さ、建ぺい率及び外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離（後退距離）	項 目	内 容	基 準
	高 さ		
	建 ぺ い 率		
	後退距離	道路部分	
その他			
6 着工及び完了の予定年月日	着工予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	

備考 次に掲げる図面等を添付すること

- (1) 位置図、案内図、配置図（建築面積、敷地面積及び外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界までの距離を記入すること。）、平面図及び立面図（建築物の高さを記入すること。）
- (2) 現地写真（周囲の状況が明確に把握できるものであること。）
- (3) 土地に係る登記事項証明書及び公図

第2号様式（第5条、第6条関係）

郡山市風致地区内建築等変更許可申請書（変更協議書・変更通知書）

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名

印

下記のとおりに風致地区内における建築等について変更をしたいので、
許可してください。
協議します。
通知します。

記

1 風致地区の名称及び種別	風致地区（第 種風致地区）
2 許可を受けた 協議した 行為の場所 通知した	郡山市
3 許可（協議・通知）年月日及び 許可番号	
4 変更の内容	

備考 次に掲げる図面等を添付すること。

- (1) 変更の内容を朱書で明らかにした図面
- (2) 変更の内容を証する書類
- (3) 許可書の写し

第3号様式（第7条関係）

郡山市風致地区内建築等完了届

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名

印

下記のとおり風致地区内における建築等を完了しました。

記

1 風致地区の名称及び種別	風致地区（第 種風致地区）
2 行為をした場所	郡山市
3 行為の内容	
4 許可（協議・通知）年月日及び 許可番号	
5 完了年月日	

備考 次に掲げる図面等を添付すること。

- (1) 位置図、案内図及び配置図（申請図に朱書で完了寸法を記入すること。）
- (2) 写真（着工前及び完了）
- (3) 許可書の写し

第4号様式（第8条関係）

（表）

63 ミ リ メ ー ト ル		身 分 証 明 書		第	号
				職名 氏名	年 月 日生
上記の者は、郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 25 年郡山市条例第 号）第 10 条第 1 項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。					
年 月 日					
郡山市長					印

89 ミリメートル

備考 本証には、写真に懸かるように「福島県郡山市」の浮出しプレスを押印するものとする。

（裏）

郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）

第10条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある建築物等又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。